## 「産業保健21」78号 産業保健クエスチョン

解

答

## Q1:答え ②

- ① 正 産業医の選任義務のない事業場においては、労働者の健康管理等に関する相談 等に応じる地域窓口である地域産業保健センターを活用すること等が適当です。
- ② 誤→正 医師等からの意見に基づいて、就業区分に応じた就業上の措置を決定する 場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話合いを通じてその労働者の 了解が得られるように努めることが適当です。
- ③ 正 保健指導として、必要に応じ日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、健康診断に基づく再検査又は精密検査、治療のための受診の勧奨等を行います。

## Q2:答え ③

- ① 正 二次健康診断の結果については、事業者に提出するよう働きかけることが適当です。
- ② 正 保存に当たっては、当該労働者の同意を得ることが必要であります。
- ③ 誤→正 二次健康診断を行ったときには報告する義務はありませんが、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、歯科医師による健康診断(定期のものに限る。)を行ったときには、遅滞なく、その結果を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

## Q3: ①

- ① 誤→正 喫煙対策の施設・設備面の対策に当たっては、可能な限り、喫煙室を設置することとし、喫煙室の設置が困難である場合には、喫煙コーナーを設置することとします。
- ② TF.
- ③ 正 また、職場の空気環境については、たばこの煙が職場の空気環境に及ぼしている影響を把握するため、事務所衛生基準規則(昭和47年労働省令第43号)に準じて、浮遊粉じんの濃度を0.15 mg/m3 以下及び一酸化炭素の濃度を10 ppm 以下とするように必要な措置を講じる必要があります。